

共助の担い手養成事業 若者の地域社会活動への参加促進業務委託に係る
企画提案競技実施要項

1 委託する業務の内容

委託する業務（以下「本業務」という。）の内容は、「共助の担い手養成事業 若者の地域社会活動への参加促進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 委託期間

契約日から令和5年2月28日（火）まで

3 委託料

500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

消費税及び地方消費税の率は10%で積算するものとする。

4 参加資格

（1）次のいずれにも該当しない法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者。

イ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者。

ウ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。

オ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。

（2）地域活動への知見や地域での協働事業をコーディネートした実績を持ち、業務を確実に遂行する能力を有すること。

（3）複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。また、県との契約後、当該代表者と代表者以外の構成員で再委託契約を結ぶこととする。再委託については、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。

共同提案又は再委託する場合、代表者以外の構成員についても、「8 企画提案書等の提出の（3）～（7）」に定める参加資格の確認に必要な書類を提出するものとする。

5 スケジュール

令和4年	5月20日(金)	公募開始
令和4年	5月20日(金)	質問事項受付開始
令和4年	5月26日(木)	質問事項受付締切
令和4年	5月27日(金)	質問事項の回答
令和4年	6月3日(水)	企画提案競技参加希望書の提出期限
令和4年	6月14日(火)	企画提案書等の提出期限
令和4年	6月17日(金)	委託先選定委員会の実施
令和4年	6月21日(火)	選定結果の通知

6 質問事項の受付

本要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和4年5月20日(金)から令和4年5月26日(木)午後3時まで

(2) 受付方法

質問書(様式1)に記入の上、電子メールで提出すること。送信後は電話により受信確認を行うこと。

メール: a2835-03@pref.saitama.lg.jp

電話: 048-830-2819

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年5月27日(金)までに電子メールで回答する。
また、質問した法人名を伏せた上で県ホームページにも回答を掲示する。
なお、簡易なものを除き、電話等による質問には応じない。

7 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、参加希望書(様式2)を提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送(書留による)又は電子メール

(2) 提出先

埼玉県県民生活部共助社会づくり課 担い手支援担当

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2819

電子メール: a2835-03@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和4年6月3日(金)午後5時必着

持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。

8 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 企画提案書

企画提案書は下記9記載事項を明記し、A4判・片面で作成すること。

(2) 委託料の見積書

ア 委託料の総額のほか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等の経費区分の積算が分かるようにすること。

イ 内訳は「仕様書『6 委託する業務』」に記載の業務内容ごとに記載すること。

ウ 宛名は、「埼玉県知事 大野 元裕」とし、法人等の名称及び住所、代表者の氏名、担当者の氏名を明記すること。なお、会社印及び代表社印は不要とする。

エ 再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。

(3) 法人の概要が分かるもの(設立趣旨・事業内容のパンフレット、過去実績等)

(4) 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書(提案日前3か月以内に発行されたもの)又はこれに準ずる書類

(5) 決算関係書類(過去1年分の貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類)

(6) 法人税、法人県民税(県内に事業所がある場合)、法人事業税(県内に事業所がある場合)、地方法人特別税(県内に事業所がある場合)並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(7) 「4 参加資格(1)」のアからオのいずれにも該当しない旨の誓約書(様式3)

9 企画提案書の記載事項

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。企画提案に当たっては、その方法を採用する考え方及び理由も示すこと。

(1) 事業の基本方針

仕様書の「6 委託する業務」について基本方針、概略を示すこと。

(2) 実施体制

仕様書の「8 業務運営体制」の記載内容を踏まえ具体的に提案する。特に次の点に留意する。

なお、再委託を予定している場合、その予定事業者についても記載すること。

ア 本業務の運営管理(統括)体制、運営管理責任者の役割等

イ 県との連絡体制及び連絡手段

ウ 参加者等の個人情報の管理、法令遵守の体制

エ 事故があった場合等の危機管理対応等

(3) 業務の実施方法

・ 仕様書の「6 委託する業務(1) 共助コバトン地域応援団員の募集、選定及び団員との連絡調整」について、募集方法とその工夫を具体的に明記すること。

・ 仕様書の「6 委託する業務(3) 体験・取材先との連絡調整等」について、体験・取材先の候補となる企業・団体等を1つ以上具体的に提案し、提案の理由についても明記すること。

・ 仕様書の「6 委託する業務(5) 体験・取材活動のレポート作成等」について、レポートの回収とそのレポートを参考にした広報に関する工夫を具体的に明記

すること。

- ・ 仕様書の「6 委託する業務(6)成果発表会の開催等」について、全体構成、内容、その実施上の工夫及び成果発表会を活用した各事業実施後のPRを具体的にイメージできるように提案すること。
- ・ 事業の実施スケジュールを具体的に提案すること。
- ・ 事業の想定する成果目標及び成果を測定する方法を具体的に示すこと。

10 企画提案書等の提出部数及び提出方法

(1) 提出部数

2部(正本1部、副本1部)を提出すること。ただし、副本には、8の(4)~(7)の添付は不要とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留による)とする。

提出先は「7 企画提案競技参加希望書の提出(2)提出先」のとおり。

(3) 提出期限

令和4年6月14日(火)午後5時必着

持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

エ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

11 委託候補者の選定

委託先の選定に当たっては、本県が設置する選定委員会において審査及び選定を行う。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

(1) 審査方法

参加要件ほか提出された企画提案書等に基づく書類審査

(2) 審査項目

審査項目はおおむね次のとおりとする。

ア 事業の基本方針

(ア) 事業目標は適切か

イ 実施体制

(ア) 事業の運営・管理体制は的確か

(イ) 事業を効率的に実施できる体制となっているか

(ウ) 個人情報の管理体制・管理方法は適切か

ウ 業務の実施方法

(ア) 募集方法が工夫されているか

(イ) 地域社会活動への参加を促すような企画となっているか

(ウ) 体験・取材先候補は、適切かつ効果的な提案であるか

(エ) SDGs や地域社会活動の魅力を継続して発信する工夫がなされているか

(オ) 全体計画、業務のスケジュールは妥当か

エ 事業実績

(ア) 事業に必要なコーディネート経験と人的資源等があるか

オ 見積額

(ア) 事業の内容に対して見積額が適正かつ費用対効果に優れているか

(3) 選定結果

令和4年6月21日(火)までに参加申込者すべてに電子メールで通知する。

1.2 委託候補者選定後の手続

委託候補者に選定された者は業務内容に関する細目事項について県と協議を行う。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合もある。

協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上随意契約による委託契約を締結する。

なお、委託候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に委託候補者に事故がある場合等は、評価が2番目に高かった者を委託候補者として改めて協議を行うことができることとする。